

令和5年度保育所等利用申込みのご案内

保育所及び認定こども園（保育所機能）（以下これらを「保育所等」といいます。）は、保護者（母親、父親、同居のパートナー等）が保育を必要とする事由に該当する場合に利用できます。

幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由だけでは、保育所等を利用することはできません。

1 保育所等について

(1) 保育所

保育を必要とする事由がある保護者に代わり、0歳から小学校就学前までの児童を保育する児童福祉施設です。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保護者の就労状況等によらず利用することができる部分もあり、就労状況等が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用することが可能です。

2 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定（以下「保育認定」といいます。）を受けていただく必要があります。

(1) 保育を必要とする事由

保育認定を受けられるのは、保護者全員が次のいずれかの事由に該当し、かつ、家庭において児童を保育することが困難な場合です。

項番	保育を必要とする事由		保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
1	就労	1か月120時間以上	○	
		1か月48時間以上120時間未満		○
2	妊娠・出産		○	
3	保護者の疾病・障がい		○	○
4	同居親族等の介護・看護		○	○
5	災害復旧		○	
6	求職活動			○
7	就学	1か月120時間以上	○	
		1か月48時間以上120時間未満		○
8	虐待やDVのおそれ		○	
9	育児休業の間の継続利用			○
10	市が認める前各号に類する状態にあること		○	○

※項番3、4、10の保育必要量については、各家庭の状況により個別に判断します。

(2) 保育を利用できる時間

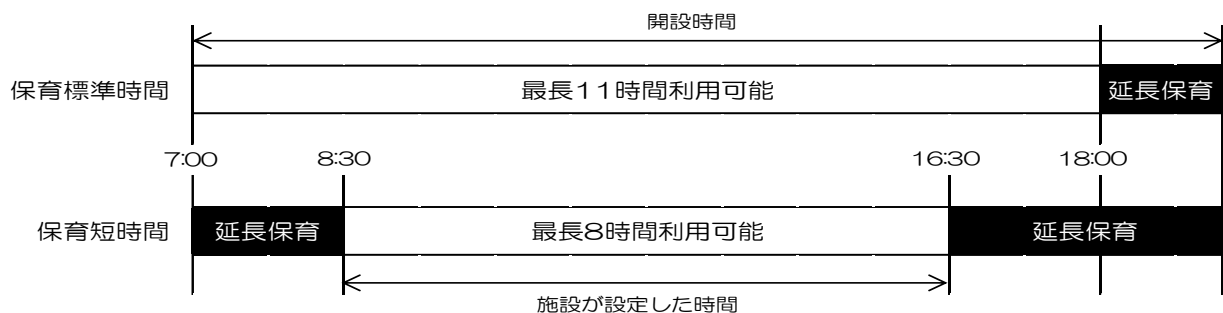
保育認定を行うと同時に、保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、保育標準時間と保育短時間の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由により認定します。

なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定できます。

保育必要量	保育を利用できる時間	認定例
保育標準時間	1日に最長11時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親が就労（月120時間以上） 父親が就労（月120時間以上）、母親が妊娠、出産することにより保育することができない場合
保育短時間	1日に最長8時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親又はいずれかがパートタイムの就労（月48時間以上120時間未満） 両親の1人は就労しているが、もう1人が求職活動を行い保育することができない場合

【保育を利用できる時間のイメージ】



※各施設によって延長保育の時間等は異なります。

(3) 保育認定の有効期間

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間 (保育施設の利用可能期間)
就労 保護者の疾病・障がい 同居親族等の介護・看護 災害復旧	当該児童の小学校就学前まで
妊娠・出産	出産日から8週を経過する日の翌日の属する月の末日まで (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)
就学	保護者の卒業予定日又は修了予定日の属する月の末日まで (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)
その他	市長が必要と認める期間 (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)

※児童が満3歳未満の場合、有効期間は、児童が満3歳に到達する前日までとなります。この場合、満3歳到達後、翌年度4月に新たな支給認定証を送付します。
 ※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、有効期間内であってもその時点で終了します。

3 利用申込みの対象となる児童

利用申込みの対象児童は、日置市に居住する（利用希望日より前に本市へ引っ越し予定の方も含みます。）0歳から満5歳まで（令和5年4月1日時点の年齢）の児童です。

※日置市以外に居住する児童が本市内の保育所等の利用を希望する場合は、居住地の市町村へお申し込みください（申込用紙等は、居住地の市町村へお問い合わせください）。

4 利用申込みに必要な書類

- (1) 保育を必要とする状態を証明できる書類(全ての方)※下の表を参照してください。
- (2) 税額を証明するもの(状況に応じて必要)
- (3) その他必要とする書類(状況に応じて必要)

保育を必要とする状態を証明できる書類

保育を必要とする事由	必要書類	内容
就労(就労予定)	就労証明書	勤務先(予定先)等で、就労時間、就労日数等を詳しく証明してもらった上で提出してください。状況が変わった場合、必ずその都度再提出してください。 <u>発行に時間を要する可能性があります。勤め先にご確認の上、お早めにご準備ください。</u>
妊娠・出産	母子手帳の写し 又は妊娠証明書等	産前6週(多胎児は14週)から産後8週までの間で、妊娠又は出産により体調がすぐれないなど、児童の保育ができないことが条件になります。
疾病	診断書(市指定様式)	病気により、児童の保育ができないことがわかる医師記入の診断書を提出してください。
障がい	診断書(市指定様式)、身障者手帳、療育手帳等の写し	障がいにより、児童の保育ができない場合に提出してください。 (階層によっては減免があります。)
同居親族等の介護・看護	介護等を必要とする方の診断書等	常時介護・看護、付き添いが必要であることがわかる医師記入の診断書を提出してください。
災害復旧	罹災証明書	
求職活動	ハローワークの登録証等	求職活動のため、児童の保育ができないことが条件です。
就学	在学証明書 就学時間の分かる書類	就学時間が月48時間以上であることが条件です。

※書類提出後、記載事項(勤務先・住所・世帯構成等)に変更が生じる場合や税額等に変更があった場合は、必ず届け出てください。

6 令和5年4月1日入所申込みの受付期間(新規申込・転園)

- (1) 第1期 令和4年11月1日(火曜日)から令和4年11月30日(水曜日)まで
- (2) 第2期以降は、毎月末を締切りとし入所選考を行います。

7 申込方法

パソコンや携帯等を使って保育所等の申込ができます。申込フォームへは下記URLまたはQRコードからアクセスできます。

<https://logoform.jp/f/e8RIQ>



スマホのカメラで読み取ってご利用ください

また、令和4年11月中旬から、ご自宅で申請ができない方は日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係にて申請ができます。

認定こども園の幼稚園機能の利用については、園に直接お申込みください。

8 利用決定のお知らせについて

利用決定通知書等を自宅へ送付します。なお、認定事務が集中するために時間を要することから、通知書は2月末に送付します。

9 保育所等利用決定後の辞退・退所について

(1) 利用決定後に利用を辞退される場合は、必ず「辞退届」を日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係へ提出してください。

(2) 利用後退所される場合は、退所予定日1週間前までに、日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に「退所届」を提出してください。

なお、提出が遅れた場合、その日数分の保育料をいただくこととなりますのでご注意ください。

10 保育料について

保育料は、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）及びその世帯の市町村民税課税額により決定します。

保育料の切替時期については、4月から8月までが前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から3月までが当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。

※毎年9月が保育料の切替時期です。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯の3歳～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児は保育料が無償化されます。

所得別保育料一覧はこちらから↓

<https://www.city.hioki.kagoshima.jp/jifuku/hoikuryo.html>

11 保育料の決定に必要な書類

保育料の決定については、保護者の市町村民税課税額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。

12 保育料の納入

保育所の保育料の納入は、口座振替をご利用ください。通帳と届印をご持参のうえ預貯金口座のある金融機関でお手続きください。

また、「保育料納入通知書」により、最寄りの指定金融機関・コンビニエンスストア等で納入していただくこともできます。

認定こども園及び幼稚園の保育料については、施設の定める方法で、各施設に納入してください。

13 その他

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがあります。保育認定を取り消されると、保育所等の利用ができなくなります。

やむを得ず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合は、保育料は日割計算されませんので、あらかじめご了承ください。

利用後、申請事項（勤務先・住所・世帯構成等）に変更が生じる場合や税額等に変更があった場合は、必ず日置市役所こども未来課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に届出をしてください。

お問合せ先

日置市役所こども未来課子ども福祉係	電話 201-3421
東市来支所地域振興課福祉係	電話 274-2113
日吉支所地域振興課福祉係	電話 292-2113
吹上支所地域振興課福祉係	電話 296-2113